

第 2 期小林市バイオマス活用推進計画等策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第 2 期小林市バイオマス活用推進計画等策定支援業務

2 目的

バイオマス活用推進基本法に基づく第 2 期小林市バイオマス活用推進計画（令和 8 年度～17 年度）の策定に当たり、国や県が定める基本指針に即した計画策定及び基礎データとなる賦存量等調査並びに小林市バイオマス活用推進協議会等の運営支援業務等を委託することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

（1）現行計画及び小林市バイオマス産業都市構想の検証

現行計画及び小林市バイオマス産業都市構想における施策・事業の実施状況や課題等を整理・分析等を行い、次期計画へ反映させる内容とする。

（2）基礎的資料の整理、現状動向分析

以下の項目を主体に、関連データの分析を行い、本市の現状・特性及びバイオマス資源を取り巻く問題点等を整理する。

- ・新たな施策動向の整理
- ・市内バイオマス資源賦存量及び仕向量等の把握
- ・現行の各種施策をはじめ関連施策の状況分析
- ・現行計画等を踏まえた実現可能なバイオマス資源活用モデルの提案
- ・市内企業等と連携した実現可能なバイオマス活用モデルの提案

（3）市内バイオマス部会・バイオマス活用推進協議会等の運営支援

策定に当たり行われる市内バイオマス部会及びバイオマス活用推進協議会（各年 3 回程度開催予定）への資料作成・資料提供及び必要に応じた助言等を行う。

また、市内バイオマス部会又はバイオマス活用推進協議会開催時に、オブザーバーとして会議に参加する。

(4) 計画策定支援業務

現状分析業務で抽出した課題、市の保管する情報・データを統合し、国のバイオマス活用推進計画を踏まえ総合的に検証した上で計画の見直しを行うこと。

計画策定については、バイオマス活用推進協議会等の開催等に合わせ、計画案を、別途市と協議調整した期日までに随時作成すること。

また、計画案を作成する上で必要となる説明用資料等を作成するとともに、適宜記載内容の修正や、全体の構成・レイアウトデザイン・図面作成を行うこと。

5 成果品

成果品の著作権については、小林市に帰属するものとし、計画作成業務データ等の転用については、別途協議する。

ア 現行計画及び現小林市バイオマス産業都市構想の効果検証

・評価報告書：電子データ（Word、PDF）

イ 小林市バイオマス活用推進計画（案）

・素案：電子データ（Word、PDF）

6 個人情報保護への配慮

市から提供する各種資料については、市民の個人情報となりうるものが含まれており、個人情報保護の観点から十分配慮する必要があるため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定を遵守し、他に漏らしてはならない。また、業務完了後についても同様とし、この業務に携わる従業員全員に徹底させるものとする。

7 その他

①本仕様書の業務内容以外に独自提案をすることは可能である。

②本仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、速やかに担当者と協議の上、その指示に従うこと。

③担当課との打合せ・協議については、本市の求めに応じ、可能な限り対応すること。

④受託者は本業務についての機密を遵守し、委託者の許可なしに他に漏えいしたり、転用したりしてはならない。

⑤成果品の受け渡しにおいて、受託者の責に帰すべき誤り及び不備な点が発見された場合、受託者は自己の負担において速やかに修正し、納品しなければならない。

※参考※スケジュール（案）

令和6年 10月初旬～	情報収集・調査・分析
12月	第1回庁内バイオマス部会
12月下旬	計画素案作成開始
令和7年 2月下旬	第2回庁内バイオマス部会
3月上旬	評価報告書提出、計画素案提出
3月中旬	第1回バイオマス活用推進協議会
随時	業務に関する打合せ・関連会議運営支援